千葉市制100周年機運醸成インターネット広告 制作および運営業務委託

仕 様 書

1 業務の名称

千葉市制100周年機運醸成インターネット広告制作および運営業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市(以下、「発注者」という。)が発注する「千葉市制 1 0 0 周年機運醸成インターネット広告制作および運営業務委託」に関し、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本業務は、千葉市制 100 周年を迎えるにあたり、市内在勤在住の方々に向けて、インターネット 広告を使って機運の醸成を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日~令和3年2月5日(金)

5 業務の内容

「スマートフォン版 Yahoo! JAPAN ターゲッティングブランドパネル(市区郡指定)」を用いて 千葉市制 100 周年の PR のための広告の出稿および広告の運用を行うこととする。

(1) インターネット広告デザイン

ヤフー株式会社の定める規格に合わせ、静止画で市制 100 周年を PR する広告を制作すること。 広告用のデザイン画は発注者より支給する。

(2) 掲出期間

令和3年1月1日~令和3年1月31日

(3) 運用

広告への各種設定および意匠審査、広告の差し替えなど、広告出稿に掛かる事務手続きを遅滞な く行うこと。

広告の配信エリアは千葉市とする。

最低保証表示回数は230万回とし、これを掲出期間内で均等割りすること。

(4) レポート作成

広告掲出の終了後、速やかに実績レポートを提出すること。レポートには日ごとの表示回数とクリック数等を明示すること。様式は自由だが、集計が行えるよう表に関してはエクセル形式のデータを用意すること。

7 成果品

広告デザイン 1式 (PSD 形式もしくは ai 形式および jpg 形式)

広告掲出 1か月(スマートフォン版YJ ターゲッティングブランドパネル(市区郡指定))

実績レポート 1式 (様式自由、ワード及びエクセル形式等)

上記データ 1式 (DVD に保存のこと)

8 その他

(1) 詳細な施工スケジュールや方法については事前に発注者に説明してから着手すること。 なお、運用にあたっては、細心の注意を払うこととし、運用時に発生した損害については、全て受 注者の責任とし、誠意をもって対応すること。

- (2) 本委託にて作成した広告デザイン等の著作権(著作権法第27条・第28条を含む)は千葉市に譲渡することとし、著作者は著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。